

事務連絡
令和5年3月23日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局学生支援課

令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（依頼）

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した入学・進学時期である4月を毎年、若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

つきましては、この期間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本事務連絡の内容及び啓発資料（別添1～3）について周知いたたくとともに、性暴力被害の予防に向けた積極的な取組をよろしくお願いします。

なお、文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）においても「令和5年度に、全国の小中高及び特別支援学校の各学校において、地域の実情等に応じた教育を実施する。」とされているところです。ついては、本月間の実施に合わせ、改めて、文部科学省にて作成した教材、指導の手引き、動画教材等について周知しますので（別添4）、各学校や地域の状況に応じた「生命（いのち）の安全教育」の実施について、積極的なご協力をお願いします。

(参考)「生命(いのち)の安全教育」教材、指導の手引き、動画教材等

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



特に、性犯罪・性被害に児童生徒及び学生が直面した際、当該児童生徒及び学生に対して相談窓口（「#8891」、「#8103」、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」）等の情報を提供いただくことをはじめとして、被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくよう御配慮をお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

別添1：令和5年3月7日付内閣府男女共同参画局長通知「令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」

別添2：令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

別添3：令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」啓発ポスター

別添4：「生命(いのち)の安全教育」概要資料

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係 桜井、米谷

電話：03-5253-4111（内線：3406）

Mail：danjo@mext.go.jp

府 共 第 1 4 1 号

令 和 5 年 3 月 7 日

「若年層の性暴力被害予防月間」関係省庁

御担当者 殿

内閣府男女共同参画局長

(公 印 省 略)

令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

笹・城谷

TEL : 03-5253-2111 (内 37552)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

令和5年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令和5年2月27日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしている。同月間では、AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行うほか、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

特に4月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期であることから、期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

2 期間

令和5年4月1日(土)から4月30日(日)の1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

5 重点事項

以下の事項の重要性について重点的に普及啓発を図る。

- (1) ポスターを積極的に活用するなどにより、AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等の若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。
- (3) AV出演被害の防止や救済について、集中的に広報・啓発を行うこと。

6 主な実施事項

本被害防止月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

その際、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとされていることを踏まえ、広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスターの作成・配布のほか、インターネット、SNS、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者に対する相談支援活動の一層の充実を図る。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

※令和5年度からは、全国展開することとしています。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろなひとにみせるところじゃないだね!

くち・かお もだいじだよ!

中学生向け 教材例

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。

体に触る性暴力

体に触らない性暴力

- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に
する

相手を大切に
する

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

STOP!

相手の下着姿や裸の写真を
送らせたり、SNSに投稿したりしない

STOP!

誰かの性的な写真が送られてきたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう

STOP!

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？

SNSで若い年の人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くなってきたから

その人と実際に会ってみることにした！

① ②

④ ③

待ち合わせ場所に行ってみたら、
出ていた人とまったくちがっていて

車に連れ込まれそうに・・・

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

(※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導)

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは知り合いの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きています
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

目次